安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 TdT In Situ Apoptosis Detection Kit - Replenisher

コンポーネント名 50X Co2+

商品コード RSD社 商品コード: 4810-30-R

供給者の会社名称フナコシ株式会社

住所東京都文京区本郷2-9-7担当部門コンプライアンス管理部電話番号03-5684-5107FAX番号03-5802-5218

推奨用途及び使用上の制限 研究用試薬

整理番号 OTH0140V05 (2024/4/1)

2. 危険有害性の要約(以下、SDSは単一物質としての評価に基づき作成)

化学品のGHS分類

健康有害性 急性毒性(経口) 区分3

皮膚腐食性/刺激性 区分2

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2

呼吸器感作性 区分1 皮膚感作性 区分1

生殖細胞変異原性 区分2

発がん性 区分2 生殖毒性 区分1B

特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(中枢神経系、消化管、肝臓、腎

臓)、区分3(気道刺激性)

特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(神経系、呼吸器、心血管系、甲

状腺、血液系)、区分2(精巣)

環境有害性 水生環境有害性 短期(急性)区分1

水生環境有害性 長期(慢性)区分1

上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示







注意喚起語 危険有害性情報 危険

H301 飲み込むと有毒

H315 皮膚刺激

H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

H319 強い眼刺激

H334 吸入するとアレルギー、ぜん息又は呼吸困難を起こすおそれ

H335 呼吸器への刺激のおそれ

H341 遺伝性疾患のおそれの疑い

H351 発がんのおそれの疑い

H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

H370 臓器の障害

H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害

H373 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ

H410 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き 安全対策

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202) 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)

取扱い後は眼や手をよく洗うこと。(P264)

1

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)

屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

環境への放出を避けること。(P273)

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280) 換気が不十分な場合、呼吸用保護具を着用すること。(P284)

応急措置

飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。(P301+P310) 皮膚に付着した場合、多量の水で洗うこと。(P302+P352)

吸入した場合、気分が悪いときは医師に連絡すること。(P304+P312) 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ ること。(P304+P340)

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着 用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 (P305+P351+P338)

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。 (P308+P313)

気分が悪いときは、医師の診察、手当てを受けること。(P314)

ロをすすぐこと。(P330)

皮膚刺激又は発しんが生じた場合、医師の診察、手当てを受けること。

(P333+P313)

眼の刺激が続く場合、医師の診察、手当てを受けること。(P337+P313) 呼吸に関する症状が出た場合、医師に連絡すること。(P342+P311) 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合は洗濯をすること。(P362+P364)

漏出物を回収すること。(P391)

保管 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)

施錠して保管すること。(P405)

廃棄 内容物や容器を、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄するこ

と。(P501)

他の危険有害性

重要な徴候及び想定される非常

事態の概要

3. 組成及び成分情報

混合物 化学物質・混合物の区別

化学名又は一般名 塩化コバルト(2+)

CAS番号 7646-79-9 濃度又は濃度範囲 1-10% 化学式 CoCl2 化審法官報公示番号 (1)-207

安衛法官報公示番号

分類に寄与する不純物及び安 データなし

定化添加物

以下、該当する単一成分のSDSを記載する。

4. 応急措置

吸入した場合 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

呼吸に関する症状が出た場合は、医師に連絡すること。 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

皮膚に付着した場合 多量の水と石鹸で洗うこと。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。

汚染された衣類を再使用する場合は洗濯すること。

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易 眼に入った場合

に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合 直ちに医師の診断、手当てを受けること。

口をすすぐこと。

急性症状及び遅発性症状の最

も重要な徴候症状

吸入:咳、息切れ、喘鳴。眼:充血、痛み。経口摂取:腹痛、下痢、吐き

気、嘔吐。

応急措置をする者の保護 状況に応じて適切な眼、皮膚の保護具を着用する。 医師に対する特別な注意事項 喘息の症状は2~3時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保た

ないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。

ばく露の程度によっては、定期検診が必要である。

この物質により喘息の症状を示した者は、以後この物質に接触しないこ

یے

5. 火災時の措置

適切な消火剤・水噴霧、泡消火剤、粉末消火剤、乾燥砂類。

使ってはならない消火剤棒状注水。

特有の危険有害性 不燃性であり、それ自身は燃えないが、加熱されると分解して、腐食性

及び毒性の煙霧を発生するおそれがある。

火災時に刺激性、腐食性及び毒性のガスを発生するおそれがある。

特有の消火方法 消火を行う者の保護 危険でなければ火災区域から容器を移動する。 適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具 作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を

及び緊急時措置 着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 密閉された場所に立入る前に換気する。

適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触

れてはいけない。

環境に対する注意事項環境中に放出してはならない。

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び

こぼれた物質をふた付きの容器内に掃き入れる。湿らせてもよい場合 は、粉じんを避けるために湿らせてから掃き入れる。

機材

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所へ流してはならない。

プラスチックシートで覆いをし、散乱を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

二次災害の防止策

取扱い

技術的対策 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用

する。

安全取扱注意事項 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
粉じん、蒸気、スプレー、ヒュームを吸入しないこと。

眼、皮膚との接触、飲み込まないこと。

環境への放出を避けること。

接触回避 「10. 安定性及び反応性」を参照。

衛生対策 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく眼と手を洗うこと。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

保管

安全な保管条件 容器を密閉して冷乾所で保管すること。

施錠して保管すること。

安全な容器包装材料
国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 0.02mg/m3(Coとして)

許容濃度(産衛学会) 0.05mg/m3(Coとして)

許容濃度(ACGIH) TLV-TWA 0.02mg/m3(Coとして)

設備対策 取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。

保護具

呼吸用保護具 適切な呼吸器保護具を着用すること。 手の保護具 適切な保護手袋を着用すること。

眼、顔面の保護具 適切な眼の保護具を着用すること。

皮膚及び身体の保護具 適切な保護衣を着用すること。換気が不十分な場合は、個人用呼吸保

護具(フィルター付マスク)を使用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 粉末

色. 淡青色(空気や湿気にばく露するとピンク色になる)

臭い 鋭いにおい 融点/凝固点 737°C 1049°C 沸点又は初留点及び沸騰範囲

不燃性 可燃性 爆発下限界及び上限界/可燃 データなし

限界

引火点 不燃性 自然発火点 不燃性

分解温度 400°C(長時間) データなし pН 動粘性率 データなし

溶解度

n-オクタノール/水分配係数 log Pow = 0.85

(log値)

蒸気圧 10kPa (75mmHg) (818°C)

密度及び/又は相対密度 3.348(25°C, 4°C) 相対ガス密度 データなし

データなし 粒子特性

10. 安定性及び反応性

反応性 酸化剤と反応する。

法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。 化学的安定性

不燃性で、それ自身は燃えないが、加熱により分解し、有毒な塩化水素 危険有害反応可能性

のヒュームを生じる。

有毒な塩化水素のヒューム

アルカリ金属との接触で爆発を生じる危険性を有する。

加熱、アルカリ金属との接触 避けるべき条件

混触危険物質 酸化剤

使用、保管、加熱の結果生じる

危険有害な分解生成物

その他 吸湿性がある

11. 有害性情報

急性毒性

吸入

刺激性 呼吸器感作性

ラットのLD50 = 80mg/kg(環境省リスク評価 第11巻(2013))、93.4mg/kg 経口

> (CICAD69 (2006), ATSDR (2004)), 161.1mg/kg(ATSDR (2004)), 418mg/kg(CICAD69(2006))、418mg/kg(環境省リスク評価 第11巻 (2013))との5件の報告がある。3件が区分3に2件が区分4に該当するの

で、最も多くのデータが該当する区分3とした。

経皮 データ不足で分類できない。なお、ラットのLDLo = 2,000mg/kg(RTECS

Acc.September(2015))との報告があるが、List3の情報であり、原著によ

る確認ができなかったため、分類には採用しなかった。

データなし

皮膚腐食性/刺激性

本物質はヒトの皮膚に対して刺激性を持つ(HSDB Acc.September (2015))との記載があることから区分2とした。

眼に対する重篤な損傷性/眼 本物質は眼を刺激するとの記載があることから(環境省リスク評価 第11

4

巻(2013)、HSDB Acc.September(2015))、区分2とした。

本物質の職業ばく露において本物質ばく露による喘息の報告が複数あ る(DFGOT vol.23(2007))。また、日本産業衛生学会はコバルト化合物と して気道感作性第1群としている(日本産業衛生学会許容濃度の勧告 (2015))。以上から区分1とした。なお、感作性に関わる全ての物質が同 定されているわけではないとの記載がある(日本産業衛生学会許容濃度 の勧告(2015))。本物質はEUCLP分類においてResp.Sens.1H334に分類

されている(ECHACL Inventory Acc.September(2015))。

モルモットのマキシマイゼーション試験で本物質適用による感作性がみ られたとの報告や(DFGOT vol.23(2007))、ヒトへのパッチテストで陽性

結果が複数報告されている(DFGOT vol.23(2007))。

生殖細胞変異原性

発がん性

皮膚感作性

また、日本産業衛生学会はコバルト化合物として皮膚感作性第1群としている(日本産業衛生学会許容濃度の勧告(2015))。以上から区分1とした。なお、感作性に関わる全ての物質が同定されているわけではないとの記載がある(日本産業衛生学会許容濃度の勧告(2015))。なお、本物質はEUCLP分類でSkinsens.1H317に分類されている(ECHACL Inventory Acc.September(2015))。

In vivoでは、マウスの骨髄細胞を用いた小核試験、染色体異常試験で陽性(CICAD69(2006)、DFGOT vol.23(2007))、in vitroでは、細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞の遺伝子突然変異試験、ヒト培養リンパ球の小核試験でいずれも陽性である(DFGOT vol.23(2007))。以上より、In vivo体細胞変異原性試験で陽性であり、ガイダンスに従い、区分2とした。

本物質を含む可溶性コバルト化合物のヒトでの発がん性に関する情報 はない。実験動物では本物質粉末(塩化コバルト)をラットに40mg/kgで9 日おきに5回皮下注射し、12ヶ月後の剖検で、皮下に線維肉腫の発生を 認めたとの結果(IARC52(1991))、また、水溶性コバルト化合物を用いた 発がん性評価として、硫酸コバルト・7水和物をラット、又はマウスに2年 間吸入ばく露した発がん性試験で、いずれの種、性でも肺胞/細気管支 の腺腫、又はがんの発生頻度に用量依存的な増加が認められた (IARC86(2006))ことから、IARCは実験動物では発がん性の十分な証拠 があると結論し、コバルト及びコバルト化合物全体の発がん性をグルー プ2Bに分類した(IARC52(1991))。また、2006年の再評価では、硫酸コ バルト及び他の可溶性コバルト(II)塩類に対し、グループ2Bとした(IARC vol.86(2006))。この他、ACGIHがコバルト(金属元素及び無機化合物)に 対しA3に、日本産業衛生学会がコバルト及びコバルト化合物に対し2Bに 分類している(ACGIH 7th(2001))。以上より、分類ガイダンスに従い、本 項は区分2とした。なお、EUは本物質の分類をCarc.1Bとし、SVHC指定の 根拠とされている(ECHA Candidate List of substances of very high concern for Authorisation Acc. September (2015)).

【分類根拠】

実験動物データも本物質自体の生殖影響に関する情報は限られているが、本物質投与に関連した毒性影響は生体に吸収後のコバルトイオンに起因するものと考えられる。したがって、他の水溶性コバルト化合物の情報も本分類に利用することとした。ヒトへの影響については、(5)のように塩化コバルトの催奇形性は認められないと報告されている。(1)、(3)、(4)より水溶性コバルト化合物は雄に精巣毒性及び精子への有害影響を生じ、雌を受胎させる能力(授精能)を低下させる。(2)から、母動物に顕著な毒性がない用量でラット、マウスに胎児毒性及び催奇形性を生じる報告がある。以上、本物質を含む水溶性コバルト化合物では経口経路で雄生殖器官への有害影響や授精能の低下、並びに母動物毒性のない用量で催奇形性を示すことが報告されているため、本項は区分18とした。

【根拠データ】

- (1) 硫酸コバルト・七水和物(CAS:10026-24-1)をマウスに13週間吸入ばく露した試験では、3mg/m3以上で精子の運動性低下、30mg/m3で精巣及び精巣上体重量減少、異常精子の比率の増加が認められた(環境省リスク評価 第11巻(2013)、NICNASIMAP Acc.Oct(2018))。
- (2)硫酸コバルト(II)(CAS:10124-43-3)を妊娠ラットに妊娠期間を通して強制経口投与した結果、母動物に軽微な影響(肝臓、副腎、脾臓の相対重量増加)がみられた100mg/kg/dayよりも低い用量(2550mg/kg/day)で、胎児の体重低値に加え、骨格・内臓の発達遅延、奇形(主に頭蓋、脊柱、腎盂、尿細管、卵巣、精巣に奇形)の増加がみられた。本物質50mg/kg/dayを妊娠マウスの器官形成期(妊娠6~15日)に強制経口投与した場合も、胎児に骨格の発育遅延、奇形(主に眼瞼、腎臓、頭蓋、脊椎)発生率の増加がみられた(環境省リスク評価 第11巻(2013))。
- (3) 雄マウスに12週間飲水投与後に無処置雌と交配させた結果、 200ppm(25mg/kg/day)以上で吸収胚数及び生存胎児数減少、400ppm (47mg/kg/day)以上で妊娠雌数及び着床部位数の減少が認められた。

雄には精巣・精巣上体等の重量減少、精巣及び精巣上体における精子 数の減少、精子形成能の低下が認められており、妊娠雌数の減少は雄 の授精能の低下に起因すると考えられている(環境省リスク評価 第11巻 (2013)、NICNASIMAP Acc.Oct(2018)、厚労省初期リスク評価書

(4)本物質を雄マウスに72mgCo/kg/dayで10週間飲水投与後に無処置 雌と交配させた結果、投与群では妊娠動物数の減少、1腹当たりの生存 胎児数の減少、及び同着床前死亡の増加がみられた。以上の結果は、 雄の精子濃度の減少による受精率の低下による影響と考えられた。飲 水投与し交配後の雄を6週間休薬させた回復群では、精子濃度は回復し なかったが、精子の運動量及び運動速度は正常レベルまで回復した(厚 労省初期リスク評価書(2009))。

【参考データ等】

- (5)ヒトにおける催奇形性は認められないとの報告、また出産時に抗貧 血剤として塩化コバルトを服用した女性から産まれた新生児に臨床学的 な変化は認められなかったとの報告がある(厚労省初期リスク評価書 (2009))。
- (6) EUCLPではRepr.1Bに分類されている。

告がある(IARC52(1991))。

特定標的臓器毒性(単回ばく露) 本物質は気道刺激性がある(環境省リスク評価 第11巻(2013))。 ヒトに おいては、約1.7mgを摂取した6歳男児の症例報告で、ばく露7時間後に 好中球減少症(neutropenia)が報告されている(ATSDR(2004))。 実験動物では、ラットの経口投与(区分1相当の用量)で、自発運動低 下、筋緊張低下、接触応答低下、呼吸数減少、肝臓、腎臓、胃腸管への 影響、死亡(死亡原因は不明との記載)がある(ATSDR(2004))。その 他、動物種や用量は不明ながら、経口投与で鎮静、下痢、体温低下、ま た、モルモットの吸入ばく露(用量不明)で、肺出血、肺水腫、死亡の報

> ヒトにおける好中球減少症は1例の所見であるため、血液系への影響は 採用しなかった。

> 以上より、本物質は気道刺激性の他、実験動物の所見から中枢神経系 への影響、肝臓、腎臓、消化管への影響が考えられ、区分1(中枢神経 系、消化管、肝臓、腎臓)、区分3(気道刺激性)とした。

> なお、旧分類のHSDB(2004)の所見が記載されており、「子供に赤血球 の生成の抑制によるチアノーゼ、昏睡及び死に至るとの記述、及び本物 質による影響には胸骨後面痛、耳鳴り、吐き気及び嘔吐、神経性難聴、 気管圧迫を伴う甲状腺過形成、粘液水腫、倦怠感などが記述」 いずれの文献もtherapenticsとの記載があることから、ヒトの治療事例と 推察され、単回ばく露の対象とはしなかった。

特定標的臓器毒性(反復ばく露) ヒトにおいて、貧血の治療用に本物質、又は硫酸コバルトを投与した際 の過剰障害として、神経系(食欲不振、吐き気、耳鳴り、難聴、神経障 害)、甲状腺(甲状腺腫、甲状腺へのヨウ素の取り込み阻害)への影響、 ボランティアに本物質を経口投与した結果、赤血球系の造血亢進がみら れた他、自覚症状として頭痛、腹部不快感の主訴が多かった(環境省リ スク評価 第11巻(2013)、CICAD69(2006))との報告がある。また、かつ てビールの泡の安定化目的で、硫酸コバルトが添加されており、多量に コバルトを含むビールの大量消費者に心筋症による死亡例が報告され、 コバルトの心筋障害作用が懸念され(CICAD69(2006)、ACGIH 7th (2001))、コバルトの添加制限を行うことにより、心筋症の発生、それに よる死亡例は消失したとされる(環境省リスク評価 第11巻(2013))。 以上 より、ヒトでの本物質を含む可溶性コバルト化合物の反復ばく露による標 的臓器として、神経系、心血管系、甲状腺、血液系が挙げられる。 実験動物ではラットに7ヶ月間強制経口投与した試験で、0.5mg/kg/dav 以上の用量で、赤血球数及びヘモグロビン量の増加が認められている (環境省リスク評価 第11巻(2013)、CICAD69(2006))。 また、本物質の6水和物をラットに8週間強制経口投与した試験で血液影

響がみられている(環境省リスク評価 第11巻(2013)、CICAD69

この他、硫酸コバルト7水和物のラット、マウスの13週間、又は2年間吸入ばく露試験で、ラット、マウス共に0.3mg/m3の低濃度から、呼吸器に炎症性組織変化がみられ、ラット13週間ばく露では、加えて血液影響(多血症、血小板数減少、網状赤血球数増加)もみられている(環境省リスク評価第11巻(2013)、CICAD69(2006))。

この他、雄マウスに本物質を200~800ppmの濃度で12週間飲水投与した試験で、400~800ppm(43~96mg/kg/day:区分2相当)で精巣重量減少、精巣上体精子数の減少、精子形成能の低下、精細管及び間質組織の変性がみられた(環境省リスク評価 第11巻(2013)、CICAD69(2006))との報告がある。以上より、実験動物での本物質を含む可溶性コバルト化合物の標的臓器は呼吸器、血液系、精巣と考えられ、精巣は区分2、他は区分1の用量範囲での影響であった。

以上、ヒト及び実験動物での本物質を含む可溶性コバルト化合物の反復ばく露影響に関する情報に基づき、本項は区分1(神経系、呼吸器、心血管系、甲状腺、血液系)、区分2(精巣)とした。

データ不足のため分類できない。

誤えん有害性

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性) 単子葉植

単子葉植物(コウキクサ)7日間EC50(生長、湿重量) = 212ugCo/L(換算値:0.47mgCoCl2/L相当)(環境省リスク評価 第11巻(2013))であることから、区分1とした。

水生環境有害性 長期(慢性)

慢性毒性データを用いた場合、金属で水中での挙動が不明であり、魚類 (ゼブラフィッシュ)の16日間NOEC(生存) = 0.06mgCo/L(換算値: 0.13mg CoCl2/L)(CICAD69(2006))であることから、区分1となる。 慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、金属で水中での挙動が不明であり、甲殻類(オオミジンコ)の48時間LC50 = 1110ug Co/L(換算値:2.4mg CoCl2/L相当)(環境省リスク評価 第11巻(2013))であることから、区分2となる。

以上の結果を比較し、区分1とした。

生態毒性データなし残留性・分解性データなし生体蓄積性データなし土壌中の移動性データなしオゾン層への有害性データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

本品を廃棄する際には、国、都道府県並びにその地方の法規、条例に 従うこと。廃棄処理中に危険が及ばないよう十分注意すること。 関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空 容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報 IMOの規定に従う。

UN No. 3288

Proper Shipping Name TOXIC SOLID, INORGANIC, N.O.S.

Class 6.1

Sub Risk

Packing Group III

Marine Pollutant Not Applicable Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II.

and the IBC code.

Proper Shipping Name

航空規制情報 ICAO/IATAの規定に従う。

UN No. 3288

TOXIC SOLID, INORGANIC, N.O.S.

Class

6.1

Sub Risk

Packing Group III

国内規制

陸上規制情報
該当しない。

海上規制情報 船舶安全法の規定に従う。

国連番号 3288

品名 その他の毒物(無機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)

国連分類 6.

副次危険

容器等級 III 海洋汚染物質 非該当 MARPOL 73/78 附属書II 及び 非該当

IBCコードによるばら積み輸送

される液体物質

航空規制情報 航空法の規定に従う。

国連番号 3288

品名 その他の毒物(無機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)

国連分類 6.1

副次危険

等級 III

特別の安全対策

緊急時応急措置指針番号 151

15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)【156 コ (PRTR法) バルト及びその化合物】

塩化コバルト(2+)

含有する製品は、第1種指定化学物質質量の割合が1質量%以上であって、次の各号のいずれにも該当しないもの。(施行令第5条) 1 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品 2 第1種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品 3 主として一般消費者の生活の用に供される製品 4 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令 第18条の2第1号〜第2号別表第9)【第172号 コバルト及びその化合 物】

塩化コバルト(2+)

| 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを 除く。(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号~第2号別表第9)【第172号 コバルト及びその化合物】 塩化コバルト(2+)

コバルトは粉状のものに限る。(施行令第18条第1号) 含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)を除く。1号 令別表第1に掲げる危険物2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの(施行令第18条第2号、安衛則第30条別表第2)

特定化学物質第2類物質、管理第2類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2,5号)【13の2 コバルト又はその無機化合物】 塩化コバルト(2+)

含有する製剤その他の物。ただし、含有量が重量の1%以下のものを除く。(特化則別表第1)

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)【3 コバルト又はその無機化合物】

塩化コバルト(2+)

含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%以下のものを除く。(施行令別表第3第2号37、特化則別表第1第13号の2)

作業環境評価基準(法第65条の2第1項)【12の2 コバルト及びその 無機化合物】

塩化コバルト(2+)

大気汚染防止法 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9

次答申)【60 コバルト及びその化合物】

排気

航空法 毒物類・毒物(施行規則第194条危険物告示別表第1)【【国連番号】32

88 その他の毒物(固体)(無機物)】

他の危険性を有しないもの。他に品名が明示されているものを除く。

船舶安全法 毒物類·毒物(危規則第3条危険物告示別表第1)【【国連番号】3288

その他の毒物(固体)(無機物)】 他の危険性を有しないもの

労働基準法 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号

1)【コバルト及びその化合物】

感作性を有するもの(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2 第4号、平8労基局長通達、基発第182号)【コバルト及びその化合物】

16. その他の情報

参考文献 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス

日本ケミカルデータベース ezCRIC+

安全衛生情報センター GHS対応モデルSDS 国際化学物質安全性カード(ICSC)日本語版 化学物質総合情報提供システム(CHRIP)

その他

- ◆危険・有害性の評価は必ずしも十分でないので、取扱いには十分 注意して下さい。
- ◆本データシートは情報を提供するもので、記載内容を保証する ものではありません。
- ◆表記の試験研究用試薬以外に本データシートを適用しないで下さい。
- ◆輸送中、保管中、廃棄後も含めて、内容物や容器が、製品知識を 有しない者の手に触れぬよう、厳重に注意して下さい。

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 TdT In Situ Apoptosis Detection Kit - Replenisher

コンポーネント名 50X Mn2+

商品コード RSD社 商品コード: 4810-30-R

供給者の会社名称 フナコシ株式会社

住所東京都文京区本郷2-9-7担当部門コンプライアンス管理部電話番号03-5684-5107FAX番号03-5802-5218

推奨用途及び使用上の制限 研究用試薬

整理番号 OTH0307V03(2024/4/1)

2. 危険有害性の要約(以下、SDSは単一物質としての評価に基づき作成)

化学品のGHS分類

健康有害性 急性毒性(経口)区分4

生殖細胞変異原性 区分2

生殖毒性 区分1B

特定標的臓器毒性(反復ばく露)区分1(神経系、呼吸器)

環境有害性 水生環境有害性 短期(急性)区分2

水生環境有害性 長期(慢性)区分3

上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険

危険有害性情報 H302 飲み込むと有害

H341 遺伝性疾患のおそれの疑い

H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

H372 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害

H401 水生生物に毒性

H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き

安全対策 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)

取扱い後は眼や手をよく洗うこと。(P264)

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)

環境への放出を避けること。(P273)

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

応急措置 飲み込んだ場合、気分が悪いときは医師に連絡すること。(P301+P312)

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師の診察、手当てを受けること。

(P308+P313)

気分が悪いときは、医師の診察、手当てを受けること。(P314)

ロをすすぐこと。(P330)

保管 施錠して保管すること。(P405)

廃棄 内容物や容器を、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄するこ

1

د。(P501)

他の危険有害性

重要な徴候及び想定される非常

事態の概要

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

化学名又は一般名 塩化マンガン(2+)

CAS番号 7773-01-5

濃度又は濃度範囲 0.5% 化学式 MnCl2 化審法官報公示番号 (1)-235

安衛法官報公示番号

分類に寄与する不純物及び安 データなし

定化添加物

以下、該当する単一成分のSDSを記載する。

4. 応急措置

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。 吸入した場合

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

皮膚に付着した場合 水と石鹸で洗うこと。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合 水で数分間注意深く洗うこと。

眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合 直ちに医師に連絡すること。

口をすすぐこと。

気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

急性症状及び遅発性症状の最 データなし

も重要な徴候症状

応急措置をする者の保護 データなし 医師に対する特別な注意事項 データなし

5. 火災時の措置

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。 適切な消火剤

使ってはならない消火剤 棒状注水。

特有の危険有害性 不燃性であり、それ自身は燃えないが、加熱されると分解して、腐食性

及び毒性の煙霧を発生するおそれがある。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。 特有の消火方法

> 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。

適切な空気呼吸器、防護服(耐熱性)を着用する。 消火を行う者の保護

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具 作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を

及び緊急時措置 着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

低地から離れ、風上に留まる。

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。

密閉された場所に立入る前に換気する。

環境中に放出してはならない。 環境に対する注意事項

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び 機材

危険でなければ漏れを止める。水で湿らせ、空気中のダストを減らし分

散を防ぐ。

漏洩物を掃き集めて密閉できる空容器に回収し、後で廃棄処理する。

二次災害の防止策 プラスチックシートで覆いをし、散乱を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用

する。

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 安全取扱注意事項

眼、皮膚との接触、飲み込まないこと。

粉じん、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 排気用の換気を行うこと。

環境への放出を避けること。

「10. 安定性及び反応性」を参照。 接触回避

衛生対策 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく眼と手を洗うこと。

保管

安全な保管条件 冷所、換気の良い場所で密閉して保管すること。

施錠して保管すること。

安全な容器包装材料 包装、容器の規制はないが密閉式の破損しないものに入れる。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度 0.2mg/m3(Mnとして)

許容濃度(産衛学会) 0.2mg/m3(Mnとして、有機マンガン化合物を除く) 許容濃度(ACGIH) TWA 0.02mg/m3(R), 0.1mg/m3(I), STEL - (as Mn)

設備対策
取り扱いの場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

作業場には全体換気装置、局所排気装置を設置すること。

保護具

呼吸用保護具 適切な呼吸器保護具を着用すること。 手の保護具 適切な保護手袋を着用すること。 眼、顔面の保護具 適切な眼の保護具を着用すること。

皮膚及び身体の保護具 適切な保護衣、保護面を着用すること。必要に応じて個人用の自給式呼

吸器付化学保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 結晶 色 ピンク色 臭い データなし 融点/凝固点 650°C 沸点又は初留点及び沸騰範囲 1190°C

沸点又は初留点及び沸騰範囲 1190℃ 可燃性 データなし

爆発下限界及び上限界/可燃 データなし

限界

引火点データなし自然発火点データなし分解温度データなしpHデータなし動粘性率データなし

溶解度 水:73.6g(100g、20°C)。エタノールに易溶

n-オクタノール/水分配係数 データなし

(log値)

蒸気圧 データなし 密度及び/又は相対密度 2.98(20℃) 相対ガス密度 データなし 粒子特性 データなし

10. 安定性及び反応性

反応性空気に触れると赤色ないし褐色になる。

化学的安定性 法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。

危険有害反応可能性 亜鉛箔と熱すると爆発的に反応する。 カリウム、ナトリウムと激しく反応する。

加熱すると分解して塩素や塩化水素の有毒ガスを発する。

避けるべき条件 加熱。

混触危険物質 カリウム、ナトリウム

使用、保管、加熱の結果生じる 塩素や塩化水素の有毒ガス

危険有害な分解生成物

その他 潮解性がある

11. 有害性情報

急性毒性

経口 ラットのLD50 = 331mg/kg(雌)、342mg/kg(雄)、351mg/kg(雄)、412mg/

kg(雄)、642mg/kg(雄)(ATSDR(2012))の報告に基づき、区分4とした。

経皮 データなし

吸入

皮膚腐食性/刺激性 眼に対する重篤な損傷性/眼 刺激性

呼吸器感作性 皮膚感作性

生殖細胞変異原性

発がん性

生殖毒性

特定標的臓器毒性(単回ばく露) データ不足のため分類できない。

データなし データなし データなし

データ不足のため分類できない。本物質の情報ではないが、マンガン塩 はLLNA試験で陰性との報告がある(NITE初期リスク評価書(2008))が、 詳細は不明である。

In vivoでは、本物質についてラットの骨髄細胞を用いた小核試験で陽性 (NITE初期リスク評価書(2008))、本物質の四水和物(MnCl24H2O、 CAS: 13446-34-9) についてラットの精原細胞及び骨髄細胞を用いた染 色体異常試験で陰性である(NITE初期リスク評価書(2008)、CICAD12 (1999)、ATSDR(2012)、食品安全委員会清涼飲料水評価書(2012))。 in vitroでは、本物質について細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細 胞のマウスリンフォーマ試験、染色体異常試験でいずれも陽性である (NITE初期リスク評価書(2008)、CICAD12(1999)、ATSDR(2012)、食品 安全委員会清涼飲料水評価書(2012))。以上より、ガイダンスに従い、 区分2とした。

本物質自体のデータはないが、可溶性マンガン化合物である塩化マンガ ン四水和物(CAS: 13446-34-9)の分類結果が利用可能と考えられた。 すなわち、塩化マンガン四水和物の分類では、2価の可溶性マンガン化 合物である硫酸マンガンー水和物を用いたラット及びマウスの混餌投与 による発がん性試験の結果、ラットでは雌雄とも発がん性の証拠はな かったが、マウスでは雌雄共に甲状腺濾胞細胞腺腫の軽微な増加がみ られ、発がん性の不明瞭な証拠があるとNTPにより結論されたこと、及び マンガンに関して国際機関による分類結果がないことを根拠として、デー タ不足のため分類できないとされた(平成28年度GHS関係各省による分 類結果)。よって、無水物の本物質も同様に分類できないとした。 ヒトの生殖影響に関する情報はない。実験動物では、本物質を妊娠ラッ トに妊娠期間を通して強制経口投与した場合には用量依存的な奇形(詳

細不明)の発生がみられたが、器官形成期の投与では異常はみられな かった(CICAD12(1999))。また、本物質を妊娠ラットの器官形成期に静 脈内投与した2試験、及び塩化マンガン四水和物をマウスに皮下投与し た試験において、母動物毒性発現量と同じ、又はより低い用量から骨格 異常(全身の骨格)の発現頻度増加がみられている(NITE初期リスク評 価書(2008)、CICAD12(1999))。さらに、本物質をマウスに妊娠6~18日 に最大2mg/kg/day皮下投与した試験では、母動物の体重に影響のな かった2mg/kg/dayで、生後4日に出生児生存率が有意に減少し、開眼や 精巣下降までの期間延長がみられた(許容濃度の暫定値の設定理由)。 既存分類としては、日本産業衛生学会がマンガン及びマンガン化合物に 対し生殖毒性物質第2群に分類している(許容濃度の暫定値の設定理由 (2014))。

以上、実験動物では注射経路の試験であるが、概ね母動物毒性発現量 又はそれ以下の用量から、胎児に骨格異常の頻度増加、新生児に生存 率低下がみられていること、及び産衛学会の分類結果を踏まえて、本項 は区分1Bとした。

特定標的臓器毒性(反復ばく露) 本物質ではないが、ヒトにおいて経口又は吸入経路でマンガンに過剰に ばく露されると、急性影響としては記憶障害、精神症状などがみられ、慢 性影響としては歩行障害、言語障害などパーキンソン病に類似したマン ガン中毒の症状がみられる。特に吸入ばく露において重篤な影響がみら れる(NITE初期リスク評価書(2008))。経口経路では高濃度のマンガン を含む井戸水を摂取した事例や、マンガン濃度の高い地域に居住する 住民に対する疫学調査において、仮面様顔貌、筋硬直、振戦、及び精神 障害などマンガン中毒に似た症状が報告されている(NITE初期リスク評 価書(2008))。

マンガン酸化物、マンガン塩製造工場において、二酸化マンガン、四酸化三マンガン、マンガン塩(硫酸塩、炭酸塩、硝酸塩)の粉じんのばく露による神経行動学的機能への影響の報告がある(NITE初期リスク評価書(2008))。二酸化マンガンでの職業ばく露により、マンガン中毒による神経毒性の報告があり、視覚の単純反応時間及び眼と手の協調運動の低下に加え、手の硬直がみられた(SIDS(2012)、NITE初期リスク評価書(2008)、ATSDR(2012))との報告がある。また、二酸化マンガンを主体とするマンガン化合物では呼吸器障害(咳、気管支炎、肺炎など)を生じることが多くの報告事例で明らかにされている(ATSDR(2012))。実験動物については、本物質の情報はないが、塩化マンガン四水和物(MnCl2・4H2O、CAS: 13446-34-9、分子量197.91)についての情報がある。

3週齢の幼若ラットの強制経口投与による60日間反復投与毒性試験において、区分1相当の0.31mg/kg/day(本物質換算:0.971mg/kg/day、90日換算値:0.13mg/kg/day)で脳のモノアミンオキシダーゼ活性増加、大脳及び小脳皮質、尾状核の神経変性の報告がある(ATSDR(2012)、NITE初期リスク評価書(2008))。また、ラットの22週間飲水投与毒性試験において区分1相当の6.5mg/kg/day(本物質換算:4.1mg/kg/day)で空間記憶能、オープンフィールド歩行運動活性及び聴覚性驚愕反応の低下、知覚誘発電位の潜時の増加の報告がある(ATSDR(2012))。

したがって、区分1(神経系、呼吸器)とした。 データ不足のため分類できない。

誤えん有害性

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)

甲殻類(オオミジンコ)48時間EC50 = 4.6mg/L[2.0mgMn/L換算値] (WHOCICAD: 2008)であることから、区分2とした。

水生環境有害性 長期(慢性)

慢性毒性データを用いた場合、金属塩の水中での挙動は不明であるが、金属は元素であるため難分解とみなされ、対水溶解度が436,000mg/Lであり、魚類(ブラウントラウト)の62日間NOEC(成長) = 6.4mg/L[2.78mg/Mn/L換算値](NITE初期リスク評価:2008)、甲殻類(オオミジンコ)の21日間NOEC(繁殖阻害) = 11.9mg/L[5.2mgMn/L換算値]

(NITE初期リスク評価:2008))であることから、区分外となる。 慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを 用いた場合、金属塩の水中での挙動は不明であるが、金属は元素であ

るため難分解とみなされ、対水溶解度が436,000mg/Lであり、藻類 (Asterionella, japonica) 24-72時間EC50(速度法) = 11.1mg/L(環境省リスク評価 第6巻:2008)であることから、区分3となる。

以上の結果から、区分3とした。

データなし

生態毒性 残留性·分解性 生体蓄積性

データなしデータなし

土壌中の移動性 オゾン層への有害性 データなしデータなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

本品を廃棄する際には、国、都道府県並びにその地方の法規、条例に 従うこと。廃棄処理中に危険が及ばないよう十分注意すること。

汚染容器及び包装

関連法規制ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

該当しない。

UN No.

Proper Shipping Name

Class Sub Risk

Packing Group

Marine Pollutant

Not Applicable

Transport in bulk according

to MARPOL 73/78.Annex II.

and the IBC code.

航空規制情報

該当しない。

Not Applicable

UN No.

Proper Shipping Name

Class Sub Risk Packing Group 国内規制

陸上規制情報 海上規制情報 該当しない。 該当しない。

国連番号 品名 国連分類 副次危険

容器等級 海洋汚染物質 非該当 MARPOL 73/78 附属書II 及び 非該当

IBCコードによるばら積み輸送

される液体物質 航空規制情報

該当しない。

国連番号 品名 国連分類 副次危険 等級

特別の安全対策

緊急時応急措置指針番号

なし

15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)【465 ンガン及びその化合物】

塩化マンガン(2+)

含有する製品は、第1種指定化学物質質量の割合が1質量%以上で あって、次の各号のいずれにも該当しないもの。(施行令第5条) 1 事 業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉 状又は粒状にならない製品 2 第1種指定化学物質が密封された状態 で取り扱われる製品 3 主として一般消費者の生活の用に供される製 品 4 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する 再生資源

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令 第18条の2第1号~第2号別表第9)【第550号 マンガン及びその無 機化合物】

塩化マンガン(2+)

含有する製剤その他の物。ただし、含有量が0.1重量%未満のものを 除く。(施行令第18条の2第2号、安衛則第34条の2別表第2)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18 条第1号~第2号別表第9)【第550号 マンガン及びその無機化合物】 塩化マンガン(2+)

マンガンは粉状のものに限る。(施行令第18条第1号) 含有する製剤その他の物。ただし、マンガンの含有量が0.3重量%未満のもの及び無機マンガン化合物の含有量が1重量%未満のものを除く。また、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)を除く。1号 令別表第1に掲げる危険物2号 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物3号 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの(施行令第18条第2号、安衛則第30条別表第2)

特定化学物質第2類物質、管理第2類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2,5号)【33 マンガン及びその化合物】

塩化マンガン(2+)

含有する製剤その他の物。ただし、含有量が重量の1%以下のものを除く。(特化則別表第1)

特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)【3 マンガン及びその化合物】

塩化マンガン(2+)

含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%以下のものを除く。(施行令別表第3第2号37、特化則別表第1第33号)

作業環境評価基準(法第65条の2第1項)【30 マンガン及びその化合物】

塩化マンガン(2+)

大気汚染防止法

有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申)【23 マンガン及びその化合物】

排気

水質汚濁防止法

指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)【51 マンガン及びその 化合物】

下水道法

水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)【32 マンガン 及びその化合物(溶解性)】

水道法

有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)【37 マンガン及びその化合物】

労働基準法

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号 1)【マンガン及びその化合物】

16. その他の情報

参考文献

経済産業省 事業者向けGHS分類ガイダンス 日本ケミカルデータベース ezCRIC+ 安全衛生情報センター GHS対応モデルSDS 化学物質総合情報提供システム(CHRIP)

Hazardous Substances Data Bank(HSDB)

その他

- ◆危険・有害性の評価は必ずしも十分でないので、取扱いには十分 注意して下さい。
- ◆本データシートは情報を提供するもので、記載内容を保証する ものではありません。
- ◆表記の試験研究用試薬以外に本データシートを適用しないで下さい。
- ◆輸送中、保管中、廃棄後も含めて、内容物や容器が、製品知識を 有しない者の手に触れぬよう、厳重に注意して下さい。